

# 総合事業にかかる 事業所の指定について

23

## 総合事業のみなし指定

(改正法の規定) 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす(改正法附則第13条)旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図っている。

〈みなし指定の対応表〉

| サービス | 既存の指定(平成27年3月31日)             | 附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定(以下「みなし指定」という。) |
|------|-------------------------------|--|
| 訪問介護 | 介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定 | 訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定                    |
| 通所介護 | 介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定 | 通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定                    |

なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施または委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。

24

## 総合事業のみなし指定の有効期間

○神栖市は平成27年4月から平成30年3月末まで(3年間)とする。

※原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とされるが、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間(6年を超えない範囲)とする。

○みなし指定にかかる市町村による審査は不要。

※ただし、平成27年4月以降に新規開設した事業所は指定申請が必要。

○みなし指定を受けた全事業所について、平成30年4月(\*)以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。

○なお、予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付による指定の効力も残るため、事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。

25

## 事業者(みなし指定)と利用者の契約等について

総合事業の指定事業者(みなし指定等)によるサービスを利用する場合

現在の予防給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、サービス提供が開始される。

| 利用者                | 契約書  | 重要事項説明書 |
|--------------------|------|---------|
| 既利用者<br>(要支援者) ※1  | 再契約  | (再)同意   |
| 新規<br>(要支援者・事業対象者) | 新規契約 | 同意      |

※1 既利用者(要支援者)とは、現在、予防給付(例:訪問介護)を利用していて、平成29年1月以降、総合事業(例:介護予防訪問介護相当サービス)を利用する場合をいう。

26

## 契約書・重要事項説明書変更点

総合事業移行に伴い一部文言の変更が必要。

### ①サービスの種類【記載例】

介護予防訪問介護→介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業 等  
介護予防通所介護→介護予防通所介護に相当する第1号通所事業 等

### ②介護予防ケアプラン

介護予防サービス及び総合事業の両方で使用する「介護予防サービス・支援計画書」と示す。または、介護予防サービスに基づく計画書(例:介護予防サービス計画書)及び総合事業に基づく計画書(例:介護予防ケアマネジメント)ということがわかるように示す。

### ③記録の保存期間

2年間→5年間

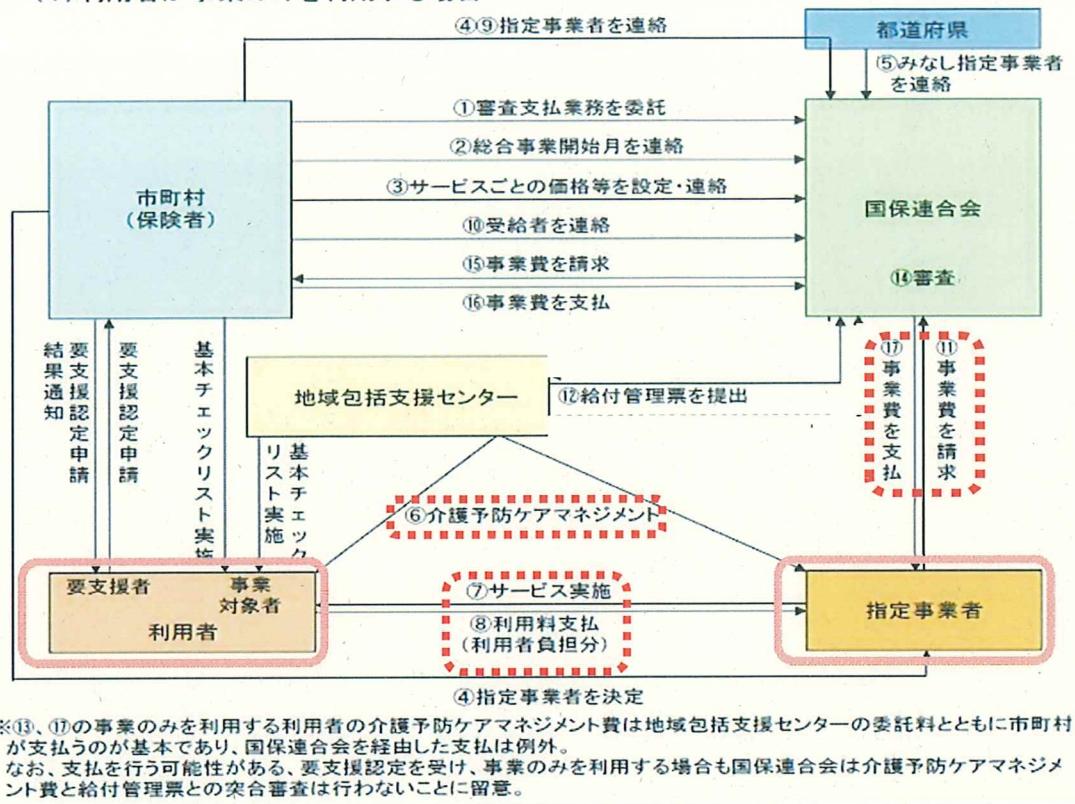
27

## 国保連合会の審査支払や 請求について

28

2. 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

(1) 利用者が事業のみを利用する場合



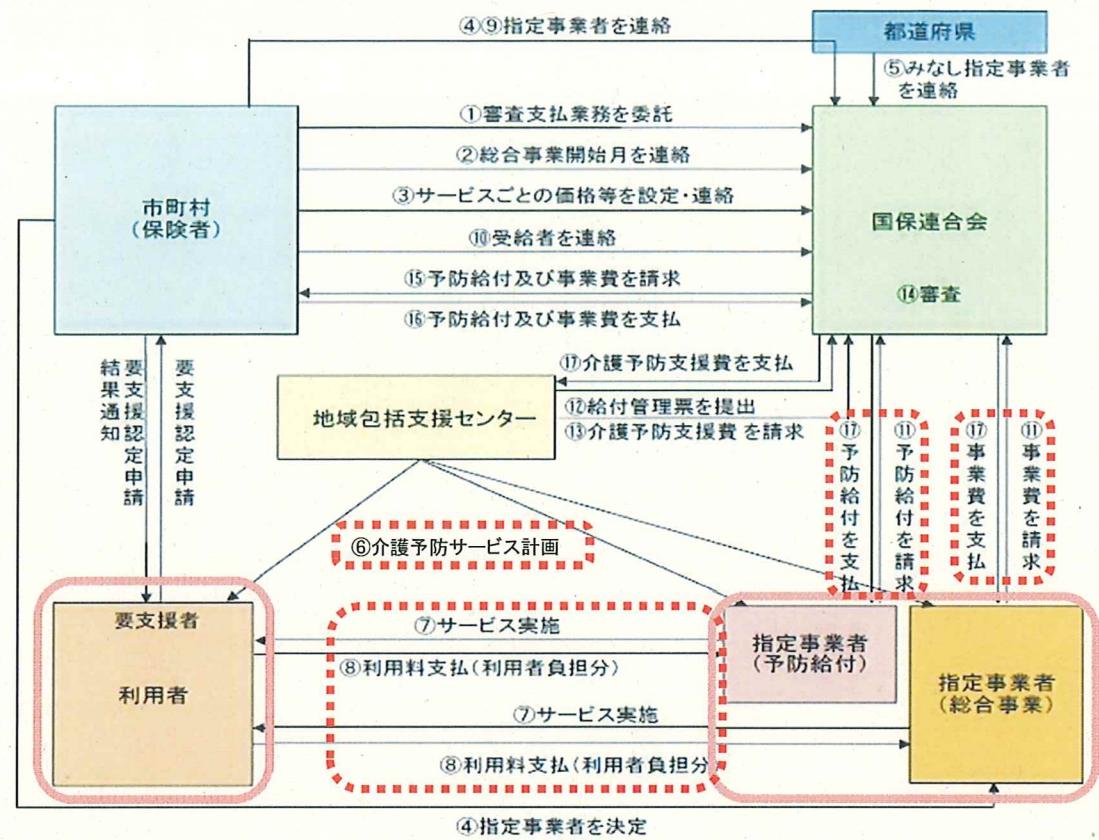
29

国保連合会の審査支払業務の流れ (1) 利用者が事業のみを利用する場合

| 分類        | No                      | 事務処理内容   |
|-----------|-------------------------|--|
| サービス提供月前月 | ⑥ 介護予防ケアマネジメント          | 地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。  |
| サービス提供月   | ⑦ サービス実施                | 事業者が利用者へサービス実施。  |
|           | ⑧ 利用料支払<br>(利用者負担分)     | 利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。   |
| 提供月翌月     | ⑨ 指定事業者を連絡              | 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。  |
| 月初        | ⑩ 受給者を連絡                | 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。<br>※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。<br>※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。 |
| 10日まで     | ⑪ 事業費を請求<br>⑫ 納付管理票を提出  | 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。<br>地域包括支援センターは国保連合会へ納付管理票を提出する。<br>※納付管理の審査を行う場合は納付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。                                |
| 20日まで     | ⑬ 事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求 | 請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出する。<br>※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。   |
| 25日まで     | ⑭ 審査                    | 国保連合会は審査を行う  |
| 月末まで      | ⑮ 事業費を請求<br>⑯ 事業費を支払    | 国保連合会は市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。<br>市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。  |
|           | ⑰ 事業費を支払                | 国保連合会は事業者へ事業費を支払う。   |

30

(2)利用者が予防給付と事業を利用する場合



31

国保連合会の審査支払業務の流れ (2)利用者が予防給付と事業を利用する場合

| 分類         | No.   | 事務処理内容   |
|------------|-------|--|
| サービス提供月前月  | ⑥     | 介護予防サービス計画<br>地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防サービス計画を行う。  |
| サービス提供月    | ⑦     | サービス実施<br>事業者が利用者へサービス実施。  |
|            | ⑧     | 利用料支払(利用者負担分)<br>利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。  |
| サービス提供月翌月  | 月初    | ⑨ 指定事業者を連絡<br>事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。<br>⑩ 受給者を連絡<br>受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。<br>※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。 |
|            | 10日まで | ⑪ 予防給付及び事業費を請求<br>事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。<br>⑫ 給付管理票を提出<br>地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。<br>⑬ 介護予防支援費を請求<br>請求明細書(介護予防支援費)を提出する。   |
|            | 15日   | ⑭ 審査<br>国保連合会は審査を行う  |
| サービス提供月翌々月 | 20日まで | ⑮ 予防給付及び事業費を請求<br>国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。  |
|            | 25日まで | ⑯ 予防給付及び事業費を支払<br>市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。   |
|            | 月末まで  | ⑰ 予防給付及び事業費を支払<br>国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。   |

32

# 現行相当サービスの 基本報酬等について

33

## ケアマネジメント 区分支給限度額について

| 利用者区分 | サービス利用パターン例   |          | ケアマネジメント         | 支給限度額(月) |  |  |
|-------|---------------|----------|------------------|----------|--|--|
| 事業対象者 | 事業(訪問介護)のみ    |          | 介護予防<br>ケアマネジメント | 5,003単位  |  |  |
|       | 事業(通所介護)のみ    |          |                  |          |  |  |
|       | 事業(訪問介護と通所介護) |          |                  |          |  |  |
| 要支援1  | 給付のみ          |          | 介護予防支援           | 5,003単位  |  |  |
|       | 給付 +          | 事業(訪問介護) |                  |          |  |  |
|       |               | 事業(通所介護) |                  |          |  |  |
| 要支援2  | 事業(訪問介護と通所介護) |          | 介護予防<br>ケアマネジメント | 10,473単位 |  |  |
|       | 給付のみ          |          | 介護予防支援           |          |  |  |
|       | 給付 +          | 事業(訪問介護) |                  |          |  |  |
|       |               | 事業(通所介護) | 介護予防<br>ケアマネジメント |          |  |  |
|       | 事業(訪問介護と通所介護) |          |                  |          |  |  |

34

## 訪問・通所 サービス種類コード等について

| サービス種類<br>コード | サービス種類                           | 説明   |
|---------------|----------------------------------|--|
| A1            | 訪問型サービス(みなし)<br>(介護予防訪問介護相当サービス) | 総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類<br>※国が規定した単位数 |
| A5            | 通所型サービス(みなし)<br>(介護予防通所介護相当サービス) |  |

- 算定構造・サービスコード名称⇒国が規定
- 地域単価(神栖市)⇒1単位10円(保険給付と同様)
- 利用者負担⇒定率(保険給付と同様)
- 支給限度額管理⇒対象(国が規定)

35

## 介護予防訪問介護相当サービス 単位・対象者

- 単位数:現行の予防給付と同様
- 対象者:事業対象者・要支援1・要支援2

| サービス名称          | 単 位                    | 対 象                           |
|-----------------|------------------------|-------------------------------|
| 訪問型サービス費<br>(Ⅰ) | 1月につき1,168単位<br>(包括単価) | 週1回程度の訪問型サービス<br>が必要とされた者     |
| 訪問型サービス費<br>(Ⅱ) | 1月につき2,335単位<br>(包括単価) | 週2回程度の訪問型サービス<br>が必要とされた者     |
| 訪問型サービス費<br>(Ⅲ) | 1月につき3,704単位<br>(包括単価) | 週2回を越える程度の訪問型<br>サービスが必要とされた者 |

※各種加算・減算は予防給付と同一

【みなし指定事業者の請求】

- ・国保連合会に請求する流れは変わりませんが、サービスコードが変更になります。
- ・移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意下さい。

36

## 介護予防通所介護相当サービス 単位・対象者

○単位数：現行の予防給付と同様

○対象者：事業対象者・要支援1・要支援2

| サービス名称     | 単位                     | 対象                    |
|------------|------------------------|-----------------------|
| 通所型サービス1   | 1月につき1,647単位<br>(包括単価) | 事業対象者・要支援1<br>(週1回程度) |
| 通所型サービス／22 | 1月につき1,647単位<br>(包括単価) | 要支援2<br>(週1回程度)       |
| 通所型サービス2   | 1月につき3,377単位<br>(包括単価) | 要支援2<br>(週2回程度)       |

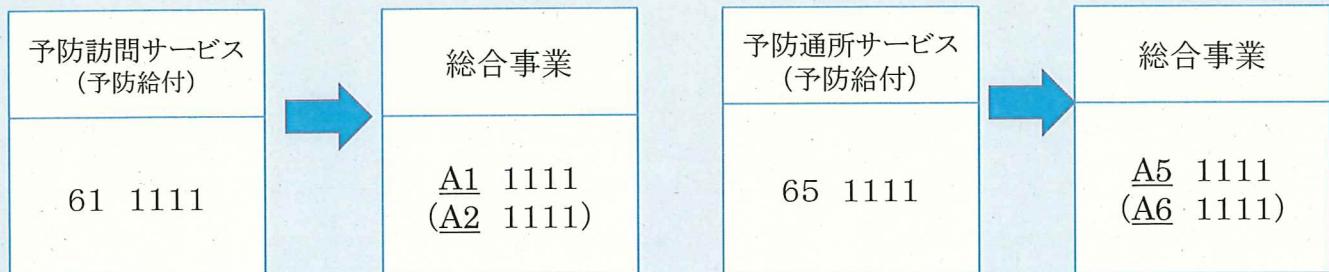
※1 各種加算・減算は予防給付と同一

※2 要支援2の認定者は、アセスメントによって通所型サービス／22も利用できます。事業対象者は、要支援1相当のサービスが利用できます。

37

## 総合事業に移行した後の請求コードについて

現行の訪問・通所介護相当のサービスについては、サービスコードの種類が「A1(A2), A5(A6)」のいずれかで請求になる。  
(項目については、現在の予防給付と同様の項目)



○生活保護者の利用者負担については、現行どおり公費負担

38